

令和2年大崎上島町議会（第4回）定例会会議録（第2号）

1 令和2年12月9日大崎上島町議会定例会が大崎上島町役場に招集された。

2 出席した議員は次のとおりである。

1番	尾 尻 康 二	2番	越 田 賢 一
3番	閑 田 大 祐	4番	浜 田 明 利
5番	水 橋 直 行	6番	森 若 巖
7番	浜 田 幸 造	8番	前 田 太
9番	渡 辺 年 範	10番	道 林 清 隆
11番	上 青 木 至	12番	信 谷 俊 樹

3 欠席した議員は次のとおりである。

欠席なし

4 会議録署名議員は次のとおりである。

4番	浜 田 明 利	5番	水 橋 直 行
----	---------	----	---------

5 職務のため会議に出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	川 野 義 彦	書 記	亀 井 成 美
--------	---------	-----	---------

6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 田 幸 典	副 町 長	望 月 邦 彦
教 育 長	西 田 光 也	総務企画課長	山 本 秀 樹
住 民 課 長	柿 本 賢 士	会 計 課 長	石 田 修 次
福 祉 課 長	池 田 真 二	保 健 衛 生 課 長	竹 下 良 二
地 域 経 営 課 長	坂 田 誠	建 設 課 長	藤 原 通 伸
上 下 水 道 課 長	河 田 昭 司	教 育 課 長	有 田 芳 徳

7 議事日程及び付議事件は次のとおりである。

第 1 議案第84号 大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

第 2 議案第85号 大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第86号 大崎上島町介護保険条例及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 4 議案第 87 号 大崎上島町東野スポーツ広場条例等の一部を改正する条例  
について
- 第 5 議案第 88 号 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することに  
ついて
- 第 6 議案第 89 号 指定金融機関の指定について
- 第 7 議案第 90 号 令和 2 年度大崎上島町一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 8 議案第 91 号 令和 2 年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第 3 号）
- 第 9 議案第 92 号 令和 2 年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第  
3 号）
- 第 10 議案第 93 号 令和 2 年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補  
正予算（第 2 号）
- 第 11 議案第 94 号 工事請負契約の締結について
- 第 12 各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中  
の事務調査の承認について

8 会議の経過は次のとおりである。

午前 9 時 00 分 開会

○議長（信谷俊樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名です。定足数に達していますので、これより令和 2 年第 4 回大崎上島町議会定例会第 2 日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

○議長（信谷俊樹君） 日程第 1、議案第 84 号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第 84 号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が公布され、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の対象が拡大されることに伴い、新たに公費負担の対象とすることが可能

となった費用について条例で必要な事項を定めるものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の内容について説明いたします。

まず、制定理由ですが、町村の選挙における立候補に係る環境の改善のため、選挙公営の対象を拡大することなどを要旨とした公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して六月を経過した日である同年12月12日からの施行により、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の対象が拡大され、これまで選挙公営の対象とされていなかった選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に要する費用について条例で定めるところにより選挙公営の対象とすることが可能となったため、必要な事項を定めるものです。

条例の概要ですが、第1条では条例で公費負担に関し必要な事項を定める旨の趣旨を、第2条から第5条までは選挙運動用自動車の使用についての規定で、第2条では選挙運動用自動車の使用の公費負担についてを、第3条では選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出についてを、第4条では選挙運動用自動車の使用の公費負担額及びその支払い手続について、同条第1号で一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約である場合について、同条第2号では第1号の契約以外の契約である場合についてを、第5条では契約の指定についてをそれぞれ規定しております。第6条から第8条までは選挙運動用ビラの作成についての規定で、第6条では選挙運動用ビラの作成の公費負担についてを、第7条では選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出についてを、第8条では選挙運動用ビラの作成の公費負担額及びその支払い手続についてをそれぞれ定めております。第9条から第11条までは選挙運動用ポスターの作成についての規定で、第9条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担についてを、第10条では選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出についてを、第11条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及びその支払い手続についてをそれぞれ定めております。第12条では、委任規定として条例の施行に関し必要な事項は大崎上島町選挙管理委員会が別に定める旨を規定しております。なお、第2条、第6条、第9条で規定する選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成に係るそれぞれの公費負担については、町議会議員及び町長の選挙における

候補者に係る供託物が公職選挙法第93条第1項、同条第2項において準用する場合も含まれますが、その規定により町に帰属することとならない場合に限る旨をそれぞれの条において規定しております。

最後に、施行期日につきましては、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日としております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第84号大崎上島町議会議員及び大崎上島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第2、議案第85号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第85号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、国の指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の改正に伴い、その経過措置期間の延長及び主任介護支援専門員の確保の取扱いについて所要の改正を行い、併せて条例制定以降の法改正により改正が必要になった条文について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、第4条第2項において管理者の要件を主任介護支援専門員でなければならないを主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合には介護支援専門員を管理者とすることができるに改め、附則第2項において管理者の要件適用の経過措置について平成33年3月31日を令和9年3月31日に改めるものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第85号大崎上島町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてをお諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第3、議案第86号大崎上島町介護保険条例及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第86号大崎上島町介護保険条例及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、大崎上島町介護保険条例及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例について所要の改正を行うものです。

改正の内容は、大崎上島町介護保険条例附則第6項及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例附則第2条に規定する延滞金の割合の特例規定を改正後の地方税法附則第3条の2第1項の規定に併せ、所要の改正を行うものです。

施行期日につきましては、地方税法附則第3条の2第1項の改正規定の施行日、令和3年1月1日といたしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第86号大崎上島町介護保険条例及び大崎上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり

決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第4、議案第87号大崎上島町東野スポーツ広場条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第87号大崎上島町東野スポーツ広場条例等の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本案は、社会体育施設利用者の利用環境の改善と利用促進を図るため、大崎上島町東野スポーツ広場条例、大崎上島町町民運動公園条例、大崎上島町大崎武道館条例、大崎上島町社会体育施設設置条例及び大崎上島町立小学校及び中学校施設使用料条例において条例の一部を改正するものです。

改正内容は、使用時間及び使用料徴収の単位を現行の1時間から30分に改め、併せて使用料の額の改正を行うものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第87号大崎上島町東野スポーツ広場条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第5、議案第88号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第88号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて提案説明を申し上げます。

本案は、本町の過疎地域自立促進に係る計画を変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

主な変更内容は、事業の実施に要する財源として過疎債を有効に活用するため、計画に3事業を追加し、1事業について修正を行うものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部変更により追加計上の事業等について説明いたします。

平成28年3月に策定の過疎地域自立促進計画にハード事業3事業を追加し、ハード事業1事業を修正して計画を変更するもので、追加事業としては、自立促進施策区分、産業の振興、事業名、観光またはレクリエーションに、事業内容として一時滞在施設整備事業を、自立促進施策区分、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に、事業名、橋梁及び事業内容として船隠橋改修事業を、自立促進施策区分、教育の振興、事業名、学校教育関連施設に、事業内容として大崎上島中学校改修工事大崎上島中学校校舎及び体育館改修を加え、修正事業として、自立促進施策区分、教育の振興、事業名、学校教育関連施設の事業内容、木江小学校改修工事木江小学校校舎内エアコン設置を、木江小学校改修工事木江小学校校舎内エアコン設置及び体育館改修に改めることとし、計上しております。

追加及び修正の事業につきましては、過疎債を有効活用することとし、いずれも過疎地域の振興に資する事業であること、適債性について検討し計上しております。



なお、計画の変更に係る広島県との協議については、令和2年10月21日付で異議のない旨の回答を得ております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第88号大崎上島町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第6、議案第89号指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第89号指定金融機関の指定について提案説明を申し上げます。

本案は、本町の指定金融機関に株式会社もみじ銀行を指定したいので、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。本町の指定金融機関は、平成15年の3町合併時の新町における指定金融機関

の決定に係る協議において、株式会社広島銀行と株式会社もみじ銀行の2金融機関による輪番制で行うことが決定されており、現在の指定金融機関である株式会社広島銀行の期間が令和3年3月31日で終了するため、新たに株式会社もみじ銀行を指定金融機関として指定するもので、期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとしております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第89号指定金融機関の指定についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第7、議案第90号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第90号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第9号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ4,863万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,735万8,000円と定

めるものです。

補正予算の主な内容は、ふるさと納税推進事業、町議会議員選挙費、小規模崩壊地復旧費、道路維持費の執行に要する経費の追加計上等、その他事業の施行に伴い予算の補正が必要となった事業について所要の補正を行うものです。

第2表債務負担行為の補正は、大島上島町コミュニティーバス指定管理委託料等の追加をし、歳入予算では国庫支出金、寄附金、その他特定財源を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

詳細については、総務企画課長より説明を申し上げます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） それでは、一般会計補正予算（第9号）の詳細について説明いたします。

予算書の5ページをお願いします。

第2表債務負担行為の補正では、大崎上島町コミュニティーバス等3施設の指定管理委託料について追加計上しております。

9ページをお願いします。

歳入予算ですが、分担金及び負担金では、分担金の農林水産業費分担金として事業費の増額に伴い、小規模崩壊地復旧事業分担金170万円の追加を計上しております。

次に、国庫支出金では、国庫負担金の民生費国庫負担金として給付実績見込みに伴い自立支援給付費負担金355万円などの追加計上を、国庫補助金の民生費国庫補助金ではシステム改修に対する補助として障害者自立支援給付審査支払等システム事業82万5,000円を新たに計上しております。

県支出金では、県負担金の民生費県負担金として給付実績見込みに伴い自立支援給付費負担金177万5,000円の追加を計上し、10ページをお願いします、引き続き県負担金ですが、広島県移譲事務交付金の交付額の決定に伴い土木建築公共事業移譲交付金37万5,000円の追加を計上しております。県補助金の民生費県補助金では、前年度実績に伴う追加交付としてひとり親家庭医療費県補助金10万3,000円等の追加を計上しており、農林水産業費県補助金では、事業費の増額に伴い、小規模崩壊地復旧事業補助金170万円の追加を計上しております。

寄附金では、一般寄附金40万円の追加を計上し、ふるさと納税寄附金では受納見込み

に伴い1, 330万円の追加を計上しております。

繰入金では、基金繰入金の財政調整基金繰入金として歳入歳出予算の均衡を図るため、財政調整基金繰入金2, 474万3, 000円の追加を計上しております。

12ページをお願いします。

歳出予算ですが、総務費では、総務管理費の財政管理費としてふるさと納税寄附金の受納増額見込みに伴う返礼品、事務費等に要する経費としてふるさと納税推進事業476万2, 000円の追加を、選挙費の町議会議員選挙費では公職選挙法の一部改正に伴う公費負担に要する経費として町議会議員選挙費661万7, 000円の追加を計上しております。

次に、民生費では、社会福祉費の社会福祉総務費として国民健康保険事業特別会計繰出金263万1, 000円の追加を、13ページをお願いします、障害者福祉費では、給付実績見込みに伴い介護給付・訓練等給付費742万4, 000円の追加を、障害支援区分認定に係る報酬改定に対応するためのシステム改修経費として障害者自立支援事務費165万円の新たな計上等を、後期高齢者医療費では後期高齢者医療保険に係る事務費等繰出金198万円等の追加を、生活困窮者福祉費では前年度事業の精算に伴う返還金等として自立相談支援事業28万8, 000円の追加を。生活保護費の扶助費では、前年度事業の精算に伴う返還金等として生活保護費1, 009万1, 000円の追加を計上しております。

14ページをお願いします。

次に、衛生費では、保健衛生費の保健事業費として前年度事業の精算に伴う返還金等として生活習慣病対策費9万5, 000円等の追加を。

次に、農林水産業費では、農業費の農地費として農業基盤整備の支援に要する経費として農業基盤整備事業助成費150万円の追加を、林業費の治山費では田尾浜地区復旧事業に要する経費の増額に伴い、小規模崩壊地復旧費340万5, 000円の追加を計上しております。

次に、土木費ですが、15ページをお願いします。

道路橋梁費の道路維持費では、町道等の維持管理に要する経費として道路維持費600万円の追加を計上し、河川費の急傾斜地崩壊対策費では広島県移譲事務交付金の充実に伴い、財源更正を行っております。

次に、教育費ですが、小学校費の教育振興費では大崎小学校校舎壁かけ時計の更新に要

する経費として大崎小学校費 31万5,000円の追加を、幼稚園費の大崎上島幼稚園費では寄附金を活用した遊具の設置費として大崎上島幼稚園管理運営費 40万円の追加を計上しております。

次に、災害復旧費ですが、被災者生活再建支援費の地域再建被災者住宅等支援費では、豪雨による敷地内の土砂撤去費用への支援として地域再建被災者住宅等支援事業 40万円を新たに計上しております。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

歳入歳出全般についての質疑を行います。

質問される方は、ページ数、款項目節を言って質問してください。なお、質問回数は3回までとなっております。

質疑はありませんか。

閑田議員。

○3番（閑田大祐君） ページ5、債務負担行為なんですけども、昨日一般質問の中でも指定管理に関する契約上の不備といいますか、というようなことも表面化したわけなんですけども、今回債務負担行為で3件の指定管理について計上されておりますけども、この指定管理の在り方について条例や規則、例えば指定管理の契約に関してもっと厳密に決め事をきちっとはっきりさせておくべきだというような指摘を顧問弁護士のほうから受けたというようなことも聞いております。このことについてこれは全然別の契約なんですけども、この3件は別の契約なんですけども、この昨日問題が発覚したことについてどのような問題についてどのように考えておられるのか、全然別の契約だから関係ないと思われているのか、ちょっとその辺お伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員の質問にお答えします。

指定管理の募集等につきまして、条例、規則等で定められております。その中で細かくするのではなく、募集要項それぞれの契約でやっぱり違うものもたくさんございます。募集要項等でそういったことをしっかりと記入して指定管理の契約等につなげていきたいと考えております。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 通常はですね、議員がチェックをするのは条例までなんですよね。要項はその条例が定まった後で、もちろんその議員も確認はできますけども、確かにその部分について言えばチェックをできていない議会側にも問題があるのかも分かりませんが、しかし議会のチェックが届きにくいところでやっていくのであれば、そこら辺なかなか問題が発覚しにくいといいますか、昨日の問題なんかもろにそうですよね。そこら辺について、じゃあそのチェック機能というものを独自でどのように考えておられるのかお伺いします。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） チェック機能につきましては現在定められておりませんが、チェックシートなどを作成してチェックをかけるように検討していきたいと考えます。

○議長（信谷俊樹君） 閑田議員。

○3番（閑田大祐君） 条例とその要項や規則のところとの関係性ですよね。昨日別の件でもありましたけども、補助金、助成金を出す際に、例えば地元業者に施工させるというような縛りをつけ忘れとったのか故意につけなかったのか分かりませんが、大きな公金が動くことも、昨日も一般質問でもあったわけですけども、ここら辺はやっぱり我々議会ももっとしっかり見ていかなければいけないとは思いますが、ちゃんときちんと趣旨といいますか、昨日はちょっと答弁の中でもかわすような答弁もあったわけですけども、本来そのような建設事業に関わる補助金が出るというようなときには地元縛りをつけるとかそういったところは、昨日の答弁もちょっとおかしいなと思ったのは、昨年3月ですけども、それが要項の中ではついてなかったりとかそういったことが今回表に出てきてるわけですよ。そこら辺もっとしっかりやってくださいね。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 閑田議員のおっしゃるとおり、チェック機能が総務企画課のほうで例えば条例、規則等の改正が各課で上がってきますけど、チェックするところは総務企画課になっております。おっしゃるとおり十分気をつけてチェックをかけてまいります。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

水橋議員。

○5番（水橋直行君） 先ほどの今このちょっと確認というか、はっきり確認したい部分なんですけど、この今コミュニティーバス等々の委託にしる、先ほどの今の補助金、公金を使う上で地元、今回の今さっきの地元縛りを要項の中で意図的と思われるように感じられるような外し方がされとったと思うのも、これ、僕も同じように思うんですけども、この辺の要項というのは先ほどの話で条例等ができた後に今決まるみたいな話だったんですけど、僕たち議会が確認できないところで、できない状態で作られとるとするのは今の話のもとであってますか。条例ができた後に要項ができるので、今先ほど閑田議員も言ったような感じで地元縛りを外した、要項からは意図的に外したように思われるような要項になってしまった補助金があったよ。例えば今回の、例えばというか今回のこの委託料も含めてですけど、この要項というのは、条例ができました、その後にできる。僕たちは、委員会等説明の中では地元でやるんですよ、途中の会話でも地元で出しますよって聞いたにもかかわらず、今回は昨日の質問にあったように島外からの業者が出てきて、ある業者には地元じゃないから駄目ですよといったような話があつてみたりした結果、島内では循環しないようなお金の使い方が6,000万円もあるような、お金の使い方をするような要項に結果としてなっている状態が後付けで僕たちは気づいた、気づいたというか知らされたんですけども、そこを作る作らんでいうとそれは議員が確認できる範疇を超えたところで後でできたら、できてると思うんですけど、実際につくるのは条例ができた後、役場の中で作られるのが要項という意味でおうてますかって、ちょっと回りくどいんですけど、という意味です。

○議長（信谷俊樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山本秀樹君） 例規等については、おっしゃるとおり条例がまず制定されてそれに基づいてその下の規則、要項等が作成されてきます。作成は、規則以下は執行部のほうで、規則それ以降について作成し、公布なり告示なりをしていきます。

以上です。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） ということは、これ何度か執行部の方というか役場のある人と話したことなんですけども、こういう場合って議員も議決しとんじゃけえ責任もある話じゃけど、地域に循環しない金を平気でこの議会の中で決まったお金が外に出かねないような状態のものを作るので、議員にも責任があれば執行部にも当然責任がある、大きな責任があると思うんですけど、今回は昨日の答弁でも定住を目的としたために外しましたよ。全

く関係のない答弁をした上で、地元縛りを外したとか言われてましたけれども、これに関しては重大な責任があると思うんですけれども、今回のものにおいてしっかりとしたペナルティー、責任を負ってもらえるもんだかどうなんか分かりませんが、今回も含め、今後もうこういう大きな公金が外にでるようなお金の使い方をするに対してのしっかりした罰則等々をつくる危機感はありますか。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 全部の予算を見たときにうちの町で対応できないっていう予算たくさんあるんですよ。地元の商店を窓口にして能力はないんだけどできるというのは、それはいっぱいあると思うんですけれども、そういう事例もありますので一律にそういう全てをこの町内の業者ということにはならないと私は思っております。それで先ほどから議論をされてますけれども、予算の議決の中で6,000万円、これ予算上げさせてもらってますけれども、その段階で要項はできてないとしても詳細は、主な中身についてはそこでしっかり説明をするようにやってまいりたいと思っております。

○議長（信谷俊樹君） 水橋議員。

○5番（水橋直行君） その今言われたとおり、確かに全てが、全てをできないのは当然だと思うんですが、その予算の説明のときに地元業者でやってもらいますという説明をしてるはずですが、その中で今回は個人に対する補助金のような形になった補助金としてその理由の説明は、必ず言うたのが、地元縛りはつけてなかったからという説明だったと思います。ただ、要項というのは僕らが見ない状態、決まった後で決められるもので、今までほかのものには当然地元の雇用促進のために造る、定住を目的とした住宅を造るための資金を補助するっていう目的のものに対して、町内でお金は循環しない。それも、説明では島内の業者に出すつもりですというちゃんと言葉もあったものにも限らず、その要項がわざわざ外されたという状態にあるんで、これは十分罰則に値する重大なインシデントだと思います。これに対して実際に、これに対してこういうことが今後もあり得るのであれば、実際に予算をつけた後に何でもできます、どんな使い方でもできますということになってしまうので、そこに関してはしっかりした罰則を持っていただきたいし、今後当然今いろんな予算の使い方、いろんなお金があったりするので、全て地元の縛りをつけますよ、これは無理じゃというのは、もう町長がおっしゃられるとおりでと思います。ただ、今回のようなどうやっても地元にお金を循環させて地元を活性化させるためにあるようなお金のはずなのに、それをわざわざしてない。こんな重大なインシデントが今後もないよう



にしてもらうための意味で、僕はちょっと聞きました。けど、その辺についてどう思われますか。もうこれ最後なんで、すみません。

○議長（信谷俊樹君） 町長。

○町長（高田幸典君） 私自身ちょっと検証をしてみないといけないんですけども、地元業者に発注をしますという説明がされたかどうかというの、私もちょっと定かでないんで、それをしっかり検証させてもらいますけども、その場でそういう説明をした上の予算であれば、そういうことがあってはならないっていうふうに今理解をしております。

○議長（信谷俊樹君） ほかにありませんか。

森若議員。

○6番（森若 巖君） 今、水橋議員が言われました。

○議長（信谷俊樹君） ちょっと待ってください。ページ数、款項目節を言って質問してください。

森若議員。

○6番（森若 巖君） ページ数15ページにありましたけど、どういうのかな、地域再生被災者住宅支援の費用を40万円組んで土砂の撤去費用と言われましたけど、これは40万円ということは一応何件分ぐらいを予定されとるん。

○議長（信谷俊樹君） 建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 件数でいうと4件を見込んでおります。

○6番（森若 巖君） すみません、はっきり聞こえなかったんですけど、課長。

○建設課長（藤原通伸君） すみません。

○議長（信谷俊樹君） 再度、建設課長。

○建設課長（藤原通伸君） 件数でいうと4件を見込んでおります。

○6番（森若 巖君） ありがとうございます。

以上。

○議長（信谷俊樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第90号令和2年度大崎上島町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第8、議案第91号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第91号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ312万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億8,124万円と定めるものです。

補正予算の内容は、歳出予算では一般被保険者保険税還付金49万2,000円、前年度特定健診実績に伴う普通交付金返還金263万1,000円等について所要の補正を行い、歳入予算では県支出金を計上し、繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第91号令和2年度大崎上島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第9、議案第92号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第92号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計予算の歳入予算において、介護保険料570万6,000円を減額し、国庫支出金570万6,000円を追加計上したことに伴い歳出予算の保険給付費及び地域支援事業費の財源更正を行うもので、歳入歳出予算の総額に変更はございません。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第92号令和2年度大崎上島町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第10、議案第93号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第93号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

本案は、令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ198万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,426万円と定めるものです。

補正予算の内容は、後期高齢者システムの改修に要する経費198万円を追加計上し、歳入予算では繰入金により歳入歳出予算の均衡を図っております。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第93号令和2年度大崎上島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第11、議案第94号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（高田幸典君） 議案第94号工事請負契約の締結について提案説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び大崎上島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、木江東側定住促進住宅新築工事の工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものです。

この工事は、11月10日に指名競争入札を執行した結果、有限会社栄山建設が落札し、11月13日に契約金額9,471万円で仮契約を締結しております。

工事の概要は、木造平家建て、建築面積65平米で、間取りが2LDKの同型の住宅4棟を新築するものです。

以上でございます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（信谷俊樹君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第94号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は原案のとおり決定されました。

○議長（信谷俊樹君） 日程第12、各常任委員会及び議会運営委員会、各特別委員会の閉会中の事務調査の承認についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び広報調査特別委員長から各委員会における事務調査等の事件について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出どおり閉会中の継続調査とすることに決定されました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

○議長（信谷俊樹君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで令和2年第4回大崎上島町議会定例会を閉会いたします。

午前9時54分 閉会

会議経過を記載してその相違ないことを証するため署名する。

議 長

署名議員

署名議員